

民間提案制度の概要

提案主体

特定事業を実施しようとする民間事業者

提出書類

- ・特定事業の案(PFI事業の概要等を記載)
- ・特定事業の効果及び効率性に関する評価の結果を示す書類(PFIを活用することによる効果・効率性を記載)
- ・その他内閣府令で定める書類

提案を受けた公的主体の対応

- ・提案について検討を実施
 - ※事業の意義・必要性、実現可能性等の観点から検討
- ・検討結果がまとまった際には、遅滞なく提案者に通知 (第5条の2)

○実施方針の策定の提案の添付書類(内閣府令で定める書類)

特定事業の効果及び効率性に関する評価の過程及び方法を示す書類 (府令第1条)

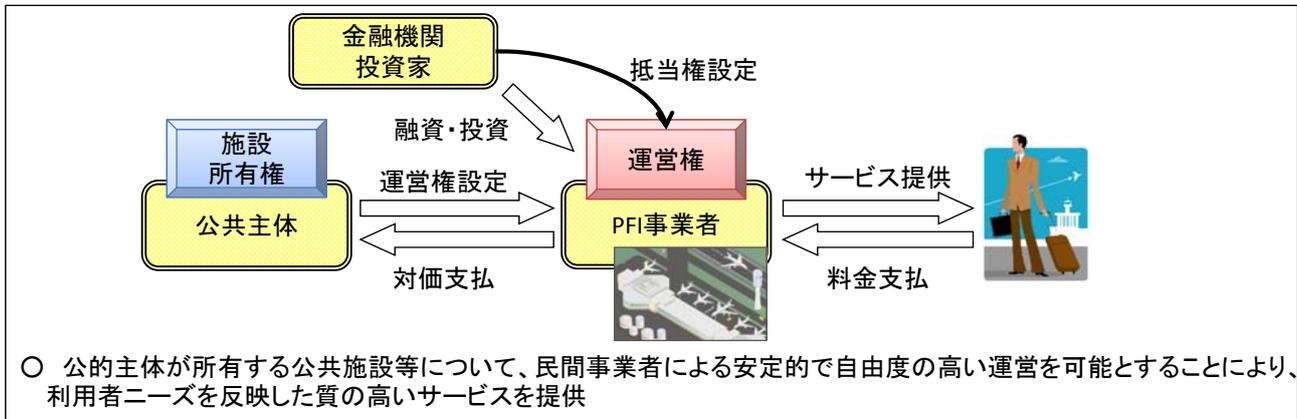
基本方針

- 1 国等は、民間事業者が円滑に提案を行うことができるように、関係する情報の公開等に努める。
- 2 国等は、業務の遂行に支障のない範囲内で速やかに、民間提案に係る公共施設等の整備等の必要性、実現可能性等及びPFIを活用することの妥当性、財政に及ぼす影響、他の手法による整備等の可能性等につき検討すること。
- 3 国等は、提案を行った民間事業者の権利その他正当な利益を損ねないよう留意して当該提案を取り扱うこと。
- 4 提案を踏まえて実施方針を策定し事業者を選定する際は、当該提案が実施方針策定に寄与した程度を勘案して当該提案事業者を適切に評価すること。
- 5 提案を受けて実施方針を定める必要がないと判断したときはその旨及び理由を提案を行った民間事業者に対し通知。特に必要があると認められるときは、公共施設等の整備等の実施に与える影響に留意の上、当該提案の概要、公共施設等の管理者等の判断の理由、結果の概要を公表。
- 6 提案の検討に相当の期間を要する場合は、結果通知の時期の見込みを通知。

公共施設等運営権制度の概要

公共施設等運営権とは

- ・利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式
- ・既存の施設においても新設の施設においても設定が可能



基本方針

- 1 運営権は、利用料金の徴収を行う公共施設等について、利用料金の決定等も含め、民間事業者による自由度の高い事業運営を可能とし、民間事業者の創意工夫が活かされることが効果として期待される。
- 2 運営権を財産権と認め、その譲渡を可能とするとともに、抵当権の設定等による資金調達の円滑化が図られることが効果として期待される。

公共施設等運営権制度の概要(対価)

公的主体の費用で建設した施設に運営権を設定した場合、料金収入はPFI事業者の収入となるため、公的主体は当該建設費用を回収することができなくなる。

- 既存施設に運営権を設定する場合、当該建設又は改修に要した費用を運営権者から徴収することが可能
- 徴収を予定する場合には、その旨を実施方針に定めておく必要
(第10条の4、第10条の7)

※運営権者と合意すれば、本規定の主旨以外の費用を、運営権者から徴収することも可能

基本方針

- 法に規定する費用以外の金銭の負担を、実施契約に基づき運営権者に対して求める場合は、実施方針に規定すること。

公共施設等運営権制度の概要(譲渡・移転)

公共施設等運営権は物権とみなし、不動産に関する規定を準用
(第10条の11)

運営権の第三者への譲渡が可能

- ・ 運営権者による事業継続が困難となった場合等において、第三者に運営権の譲渡が可能
 - ・ 譲渡に際しては、公的主体の許可が必要。
 - ※ 移転を受ける者が欠格事由に該当しないこと、移転が実施方針に照らして適切なものであることが要件。
 - ※ 許可を得ないで行った譲渡は無効。
- (第10条の13)

公共サービスの継続的な提供

基本方針

- 公共施設等の利用者、債権者等の利益を考慮しつつ、適切かつ円滑に運営権の移転が行われるよう配慮すること。

公共施設等運営権制度の概要(取消等)

運営権の取消・行使停止の要件

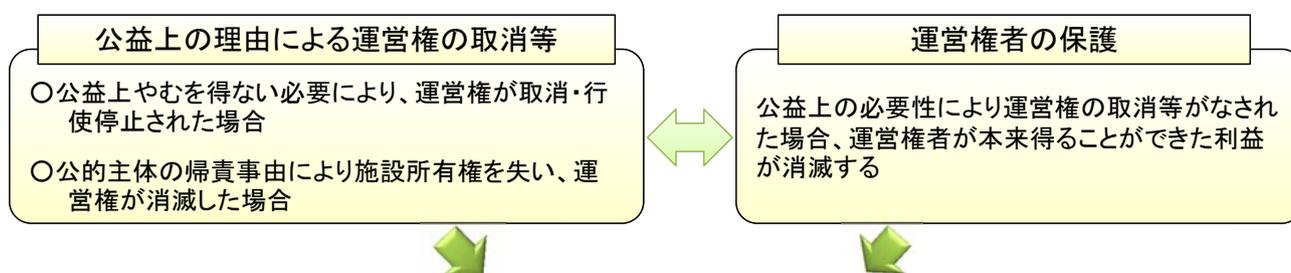
- 運営権者が下記のいずれかに該当するとき
 - ・ 不正の方法により運営権者となった場合
 - ・ 欠格事由に該当することになった場合
 - ・ 指定期間内に事業を開始しない場合
 - ・ 事業を実施できない、又は実施できないことが明らかになった場合
 - ・ 運営権実施契約に重大違反があった場合
 - ・ 正当な理由なく公的主体の指示に従わない場合
 - ・ 事業に関する法令の規定に違反した場合
- 公益上やむを得ない必要が生じたとき
例: 災害後の避難所にするなど他の公共の用途に使用する場合

運営権の取消・行使停止の手続

- 運営権の取消、行使の停止に当たっては、聴聞手続が必要
 - 運営権を取り消す際には、あらかじめ担当権者への通知が必要
- (第10条の16)

基本方針

- 1 公共サービスを継続して提供することの重要性、契約違反等の重大性、運営権を取り消すことによって保護される利益等を勘案し、運営権者に運営権の取消しとなる原因の除去を求めるなど運営権の取消し以外に取り得る手段の有無を検討した上で慎重に行うこと。
- 2 公益上の必要による運営権の取消しを行おうとする際は、運営権により実施される公共サービスの公益性と、新たに生じた公益上の必要性とを客観的に評価・比較した上で、取消し等に係る判断を慎重に行うこと。
- 3 運営権を取り消す際は、当該公共施設等で提供される公共サービスの重要性を踏まえ、当該公共サービス継続等に必要な体制を整備しておくこと。
- 4 事業継続が困難となる事由を、できる限り具体的に列挙し、当該事由が発生した場合又は発生するおそれ強いと認められる場合における実施契約の当事者のとるべき措置を、その責めに帰すべき事由の有無に応じて具体的かつ明確に規定すること。
- 5 事業修復の可能性があり、事業を継続することが合理的である場合における事業修復に必要な措置を、その責めに帰すべき事由の有無に応じて、具体的かつ明確に規定すること。
- 6 事業破綻時における公共サービスの提供の確保については、事業に係る資産の取扱いを含め、当該事業の態様に応じて、的確な措置を講ずることを規定すること。
- 7 事業破綻した場合、公共施設等の管理者等と融資金融機関等との間で、事業及び資産の処理に関し直接交渉することが適切であると判断されるときは、融資金融機関等の債権保全等その権利の保護に配慮しつつ、あらかじめ、当該事業の態様に応じて適切に取決めを行うこと。



公的主体は、運営権者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない (第10条の17)

※公益上の必要性から運営権の取消等を行った場合に必ず補償が必要になる旨を規定したものであり、これ以外による補償や損害賠償について別途契約で規定することは可能。

補償金額

- 公的主体は通常生ずべき損失を補償。
 - ・営業上の利益、運営権者が仕入れた物品の売却損 等
- 補償金額は公的主体と運営権者が協議。
 - ・協議が成立しない場合は、公的主体が自己の見積もった金額を支払。
- 運営権者は、不服がある場合には、6ヶ月以内に訴訟提起可能。
- 運営権の取消等の原因が当該公的主体以外にある場合には、求償が可能 (第10条の17)

基本方針

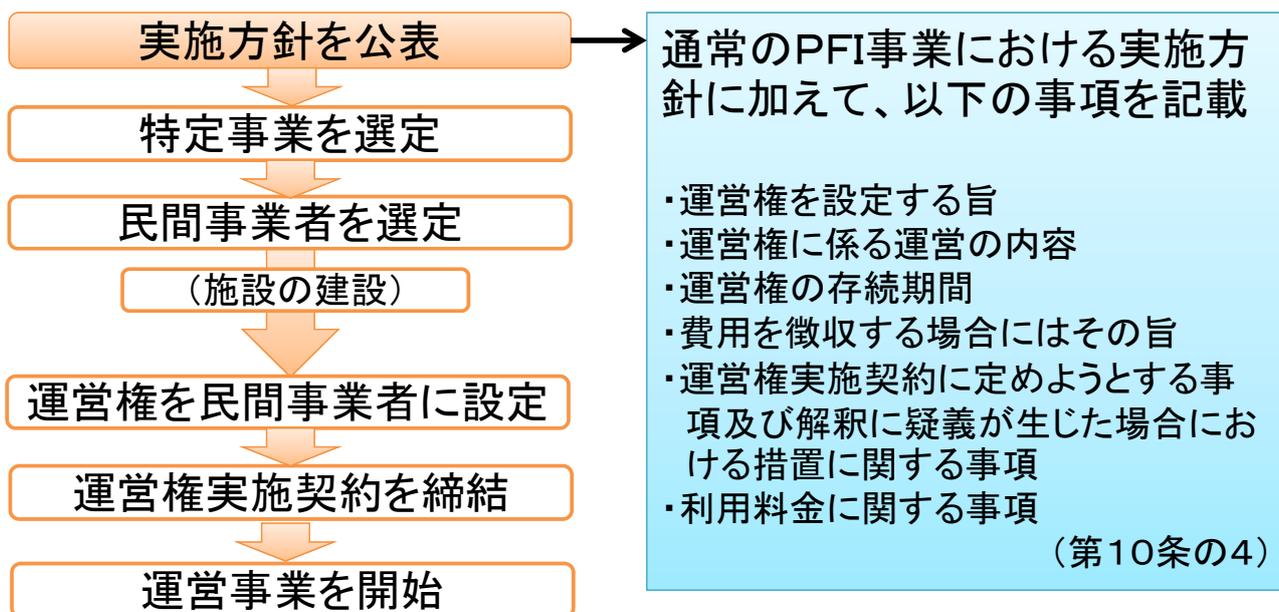
- 1 実施契約の解除等運営権の消滅以外の事由に起因するリスク分担について実施契約において定めることができること。
- 2 法の規定による通常生ずべき損失の補償方法について、あらかじめ実施契約において規定することができること。

公共施設等運営権制度の概要(リスク分担)

基本方針

- 1 実施契約は、公共施設等運営事業に係る責任とリスクの分担その他実施契約の当事者の権利義務を取り決めるものであり、リスク分担の内容が契約当事者に求められる金銭の負担額に影響を与えるものであるため、できる限りあいまいさを避け、具体的かつ明確に取り決めること。
- 2 公共施設等運営事業の実施に重大な悪影響を与えるおそれがある事態が発生したときには、運営権者に対する報告や第三者による調査の実施とその報告書の提出を求めることができるよう実施契約で合意しておくこと。
- 3 公共サービスの適正かつ確実な提供を確保するために、必要かつ合理的な措置と、公共施設等の管理者等の救済のための手段を規定することを実施契約で合意しておくこと。
- 4 想定されるリスクをできるだけ明確化した上で、リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担するとの考え方に基づいて実施契約においてリスク分担を取り決めること。
- 5 経済的に合理的な手段で軽減又は除去できるリスクについては、適切な措置を講ずるものとし、実施契約において、その範囲及び内容を、できる限り具体的かつ明確に規定した上で、自らのリスク分担に必要な措置を講ずること。

公共施設等運営権制度の概要(民間事業者の選定)



基本方針

- 実施方針において、民間事業者が公共施設等運営事業への参入のための検討が容易となるよう、事業内容、事業者の選定方法等についてなるべく具体的に記載すること。

公共施設等運営権制度の概要(実施契約の終了)

基本方針

- 公共施設等運営事業の事業期間終了時の公共施設等運営事業に係る資産の取扱いについては、経済合理性を勘案の上、できる限り具体的かつ明確に規定すること。